

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設

} 管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
障害福祉課
(公印省略)

特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対応方針による
指定障害福祉サービス事業所等の対応について（通知）

みだしにつきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に全力で取り組むため新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条及び同法第24条に基づき、5月21日付けで、沖縄県においても緊急事態宣言（新型コロナ感染症警戒レベル第4段階（感染蔓延期））が発出され、その対応については、令和3年5月21日付け子障第218号でお示ししたところではありますが、特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対応方針（令和3年5月23日から同年9月30日まで）により、感染防止対策等への協力をお願いしております。

指定障害福祉サービス事業所等につきましては、これまでの厚生労働省の通知等を踏まえ、利用者及び職員等の健康管理、感染拡大防止対策の徹底等に引き続き取り組むとともに、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 サービスの継続及び代替サービスの確保等について

障害福祉サービス等は、利用者やその家族の生活を維持するうえで欠かせないものであることから、引き続き感染防止対策にご留意のうえ、利用者等に対して必要なサービスの提供をお願いします。

また、通所・短期入所サービスの利用者のうち、家庭対応可能な場合などは、当該利用者等の意向を充分にご確認のうえ、利用自粛を求めるとともに、必要な場合には、代替サービス（訪問系サービス）の提供の確保をお願いします。

なお、障害者施設等につきましては、原則、面会の中止をお願いします。

2 人員基準等の臨時的な扱いについて

今回のご対応に係るおもな厚生労働省通知は次のとおりです。

当課や厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、ご確認をお願いします。

- 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）（令和3年3月30日事務連絡）等
- 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第9報）（令和3年4月23日事務連絡）等
- 緊急事態宣言後の障害福祉サービス事業所等の対応について（令和3年4月23日事務連絡）等

3 感染防止対策の徹底について

本県の感染状況は今後も予断を許さない状況が続くと見込まれることから、障害者施設や事業所等においては、特に職員の感染に伴う職員間や利用者への感染拡大に最大限の注意が必要であり、「建物内の常時換気」や「頻繁な手指消毒」などの感染防止対策の徹底を重ねてをお願いします。

お問い合わせ先
沖縄県子ども生活福祉部
障害福祉課事業指導支援班
TEL 098-866-2190